

今 治 市 長 菅 良 二 様  
今 治 市 議 会 議 長 松 岡 一 誠 様  
今 治 市 教 育 委 員 会 委 員 長 西 原 透 様

今 治 市 監 査 委 員 川 口 義 輝  
同 達 川 雄 一 郎

公の施設の指定管理者監査の結果報告の提出について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、平成25年度の公の施設の指定管理者の監査を行ったので、その結果の報告を同条第9項の規定により、次のとおり提出する。

1 監査の対象 平成25年度において公の施設の指定管理者として指定した団体

〔農林振興課主管〕

玉川湖畔の里 ふれあい市運営協議会

〔公園緑地課主管〕

菊間町窯業協同組合

〔社会教育課主管〕

特定非営利活動法人 今治しまなみスポーツクラブ

2 検査の期間及び検査を実施した監査委員

検査の期間	検査を実施した監査委員
平成26年11月10日～平成27年2月24日	川口義輝・矢野雄嗣
平成27年 2月24日～平成27年9月18日	川口義輝・達川雄一郎

3 監査の結果 次頁のとおり

今治市玉川龍岡活性化センター  
(玉川湖畔の里)

主管課 農林振興課  
指定管理者 玉川湖畔の里ふれあい市運営協議会

収 支 精 算 書

(単位 円)

収 入			支 出		
科 目	予 算 額	精 算 額	科 目	予 算 額	精 算 額
指 定 管 理 料	4,200,000	4,200,000	人 件 費	7,456,000	7,383,163
利 用 料 金	5,800,000	5,741,467	光 熱 水 費	1,690,000	1,719,247
自 動 販 売 機 収 入	1,000,000	1,046,492	設 備 等 保 守 点 検 費	291,000	284,150
そ の 他 収 入	0	533	清 掃 ・ 植 栽 ・ 警 備 等	457,000	423,150
自 己 資 金	200,000	300,000	維 持 修 繕 費	150,000	199,042
イ ベ ン ト 収 入	500,000	586,545	業 務 費	581,000	811,056
			自 主 事 業 開 催 費	680,000	683,474
			そ の 他	395,000	508,980
<b>計</b>	<b>11,700,000</b>	<b>11,875,037</b>	<b>計</b>	<b>11,700,000</b>	<b>12,012,262</b>

(注) 上表精算書は、玉川湖畔の里ふれあい市運営協議会の決算報告に基づき当事務局で作成したものである。

収支差引残高 △137,225円

当指定管理料は、今治市玉川龍岡活性化センター条例第12条の規定により、今治市玉川龍岡活性化センター（玉川湖畔の里）の管理運営を玉川湖畔の里ふれあい市運営協議会に対し、420万円を委託したものである。

当年度分の指定管理料は、地域特産品の開発、製造及び販売することにより、地域住民のふれあいと地域農業の振興を図ることに要する費用見積額 1,170万円から指定管理者が収受する利用料金見積額 580万円、自動販売機収入見積額 100万円、自己資金からの繰入予定額 20万円、イベント収入見積額 50万円を控除して算出している。

指定管理者の業務は、施設の使用許可及び取消しに関する業務、休館日並びに開館時間及び使用時間の臨時変更に関する業務、施設及び設備の維持管理に関する業務等である。

当施設の管理に関する主管課及び指定管理者の行う事務について、関係書類により確認した結果、おむね適正に処理されていたが、次の点が見受けられた。

(共通)

- 1 利用料について、条例で定められていない利用料金の設定及び徴収が行われていた。今後は、条例に沿った運用がなされるよう、適正に対応されたい。また、利用者のニーズを満たすことの出来る対応についても検討されたい。
- 2 事業報告書について、実際の業務実績とは異なる内容で記載されているものや、執行額に協議会の支出とはならないものを含んでいるものが見受けられたので、指定管理者は、適正に内容を記載するとともに、主管課においても、記載内容について不備等がないか確認されたい。

(指定管理者関係)

- 1 利用許可事務について、申請書の記載不備が見受けられたので、適正に事務処理されたい。
- 2 業者に対する支払いについて、その多くが現金払いで処理されているが、日々発生する不定期で少額な支払いについては、小口現金を設けて対応し、それ以外の支払いについては口座振替により支払いを行った方が、効率的な事務及び現金の管理リスク低減となるため、支払い方法について整理されたい。

(主管課関係)

- 1 50万円未満の管理施設の改修について、協議書等の記録が整備されないまま実施しているものがあったので、包括協定書第17条に沿って、適正な事務処理を行われたい。

## 瓦のふるさと公園

主管課                    公園緑地課  
指定管理者            菊間町窯業協同組合

### 収 支 計 算 書

(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

(単位 円)

収入の部		支出の部	
指 定 管 理 料	27,400,000	人 件 費	14,213,617
利 用 料 金 収 入	1,431,510	光 熱 水 費	3,375,514
そ の 他 の 収 入	2,555,782	維 持 管 理 費	4,803,752
		修 繕 費	1,563,457
		業 務 費	6,107,919
		そ の 他	1,025,675
<b>合 計</b>	<b>31,387,292</b>	<b>合 計</b>	<b>31,089,934</b>

(注)上表は、菊間町窯業協同組合の決算報告に基づき、当事務局で作成したものである。

当期収入支出差額      297,358 円

当指定管理料は、今治市公園条例第 26 条の規定により、瓦のふるさと公園の管理運営を菊間町窯業協同組合に対し、2,740 万円で委託したものである。

当施設の管理に関する主管課及び指定管理者の行う事務について、関係書類により確認した結果、おおむね適正に処理されていたが、次の点が見受けられた。

(指定管理者関係)

- 1 宣伝広報業務の内、ホームページの作成・更新について、有効な情報発信が行えるよう、ホームページの利活用について、再度検討されたい。
- 2 自動販売機の使用料について、規定の金額より少ない額で収受された事例が見受けられたので、適切に事務処理されたい。
- 3 施設の指定管理料から支出するに適切な費用であるか疑義のあるものが見受けられたので、適切に処理されたい。
- 4 備品管理について、新規の備品登録がなされていない事例が見受けられたので、適切に事務処理されたい。
- 5 決算において、振替処理が適切におこなわれていない事例が見受けられたので、適切に事務処理されたい。

(主管課関係)

- 1 施設の指定管理料から支出するに適切な費用であるか疑義のあるものが見受けられたが、次期指定管理料の算定に当たっては、経費の必要性を十分に検証し、適切な指定管理料を算定されたい。

今治市朝倉ふれあい交流センター

主管課 社会教育課  
 指定管理者 特定非営利活動法人今治しまなみスポーツクラブ

収 支 精 算 書

(単位 円)

収 入			支 出		
科 目	予 算 額	精 算 額	科 目	予 算 額	精 算 額
指 定 管 理 料	2,000,000	2,000,000	人 件 費	3,166,720	4,077,275
利 用 料 金	2,730,000	1,918,400	光 熱 水 費	132,000	120,975
物 品 販 売 収 入	10,000	11,000	設 備 等 保 守 点 検 費	192,780	192,780
物 品 貸 与 収 入	20,000	35,000	清 掃 ・ 植 栽 ・ 警 備 等	460,950	463,575
			維 持 修 繕 費	300,000	1,163,400
			事 務 局 費	409,550	573,905
			そ の 他	98,000	26,590
<b>計</b>	<b>4,760,000</b>	<b>3,964,400</b>	<b>計</b>	<b>4,760,000</b>	<b>6,618,500</b>

(注) 上表精算書は、特定非営利活動法人今治しまなみスポーツクラブの決算報告に基づき当事務局で作成したものである。

収支差引残高 △2,654,100円

当指定管理料は、今治市朝倉ふれあい交流センター条例第 11 条の 2 の規定により、今治市朝倉ふれあい交流センターの管理運営を特定非営利活動法人今治しまなみスポーツクラブに対し、200 万円で委託したものである。

当年度分の指定管理料は、休憩、合宿、研修、人づくり及び人間形成の場として、また、生涯学習の拠点として地域活性化と活力ある地域づくりを行うために要する費用見積額 476 万円から指定管理者が収受する利用料金見積額 273 万円、物品販売収入見積額 1 万円、物品貸与収入見積額 2 万円を控除して算出している。

指定管理者の業務は、施設の使用許可及び取消しに関する業務、休館日並びに開館時間及び使用時間の臨時変更に関する業務、施設及び設備の維持管理に関する業務等である。

当施設の管理に関する主管課及び指定管理者の行う事務について、関係書類により確認した結果、おむね適正に処理されていたが、次の点が見受けられた。

(指定管理者関係)

- 1 使用許可事務について、施設使用後に申請書を提出していたもの、申請書の記載不備、使用料の算定誤り、及び領収証の発行事務について不備が見受けられたので、適切に事務処理されたい。

(所管課関係)

- 1 収支計画書において、その額及び内容の適正性について十分に確認するとともに、収支報告書についても、収支計画書に対応した内容となっているか確認されたい。また、予算と実績、前年度の数値からの乖離が大きい場合は、その理由等の説明を求め、内容を分析するなど、決算数値の活用を図られたい。